

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労働者への接触防止措置を講じなかったことにより労働災害が発生～

瀬戸労働基準監督署（署長 余語修一郎）は、令和7年1月8日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

株式会社ダイロクほか1名

所在地：愛知県瀬戸市台六町

事業内容：生コンクリート、プレキャストコンクリートの製造及び販売

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

クレーン等安全規則第30条（並置クレーンの修理等の作業）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和6年5月22日、愛知県瀬戸市台六町所在の同社敷地内において、被災者である労働者Xが橋形クレーンの走行レール付近でコテ等の洗浄作業を行っていたところ、労働者Yが当該クレーンを動かしたため、労働者Xは当該クレーンの走行車輪に左足を轢かれ、左足下腿部付近を切断する重傷を負う労働災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では走行クレーンが労働者に接触することにより労働者に危険を生ずるおそれのある箇所において作業を行なうときは、監視人をおくこと、ランウェイの上にストツパーを設けること等、走行クレーンが労働者に接触することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されているが、上記災害発生時、労働者Xの作業箇所は走行クレーンが労働者に接触することにより労働者に危険を生ずるおそれのある箇所であったのに、監視人をおくこと等、労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった疑いがあるもの。

#### 5. 関係法条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第1号 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

### **クレーン等安全規則第 30 条(並置クレーンの修理等の作業)**

事業者は、同一のランウェイに並置されている走行クレーンの修理、調整、点検等の作業を行なうとき、又はランウェイの上その他走行クレーンが労働者に接触することにより労働者に危険を生ずるおそれのある箇所において作業を行なうときは、監視人をおくこと、ランウェイの上にストツパーを設けること等走行クレーンと走行クレーンが衝突し、又は走行クレーンが労働者に接触することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### **労働安全衛生法第 119 条（罰則）**

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(中略)の規定に違反した者

### **労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。